明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○市の境界変更の件（総務二八九～二九一）　一
○日本国に帰化を許可する件（法務三〇七）　二
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働四六〇）　三
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同四六一）　三
○保安林の指定をする件（農林水産一八五五～一八六七）　五
○高速自動車国道に関する件（国土交通八三四）　五
○宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習実施機関の登録事項の変更の件（同八三五）　五
○船舶安全法の規定に基づき、登録事項の変更の届出があった件（同八三六、八三七）　五
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、登録事項の変更の届出があった件（同八三八、八三九）　五
○建築士法の規定に基づく中央指定登録機関の名称を変更する件（同八四〇）　五
○気象測器の型式を証明した件（気象庁六）　六
○海上における耐衝撃試験を実施する件（防衛一七四）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（東北地方整備局一一四）　六
○木曽川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（中部地方整備局一三九）　六
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕　七
内閣　内閣府　七
〔叙位・叙勲〕　八
〔褒賞〕　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕　八
官庁事項　八
衛生管理者登録再講習実施機関の登録事項の変更（国土交通省）　八
安全担当者登録講習実施機関の登録事項の変更（同）　八
衛生管理者登録講習実施機関の登録事項の変更（同）　八
危険作業登録講習実施機関の登録事項の変更（同）　八
甲種危険物等取扱責任者登録学科講習実施機関の登録事項の変更（同）　八
船舶料理士登録試験実施機関の登録事項の変更（同）　八
安全担当者登録講習実施機関の休止（同）　八
甲種危険物等取扱責任者登録学科講習実施機関の休止（同）　八
労働　九
船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（交通政策審議会）　九
〔公告〕　九
諸事項　九
官庁　九
移送取扱所の使用停止命令の解除、財団関係　九
裁判所　九
相続、準禁治産、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九
会社その他　九

告示

○総務省告示第二百八十九号

市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、栃木県宇都宮市と鹿沼市との境界を次のとおり変更する旨、栃木県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十四年八月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十四年七月三十日

総務大臣　川端　達夫

宇都宮市に編入する区域

鹿沼市深津字山崎一の二、二の二、三の二、四の二、二八〇の四、二八一の三、二八三の三、三一九の二、三二二の三、三二二の四、三二五の九及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地及び公有地の一部並びに字山崎三二二の二、三二五の六の地先の道路である公有地の一部　一〇

鹿沼市に編入する区域

宇都宮市下欠町字山崎三七〇、字北久保五七二の二、五七三の二、五七四の二、五七五の二、五七六の二、五七七の二、字逆堀八七九の二、八八〇の二、八八一から八八四まで、八八五の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地及び公有地の全部並びに字逆堀八七六、八八五の一に隣接する道路である公有地の全部　一〇

○総務省告示第二百九十号

市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、栃木県鹿沼市と日光市との境界を次のとおり変更する旨、栃木県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十四年八月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十四年七月三十日

総務大臣　川端　達夫

鹿沼市に編入する区域

日光市小代字八木沼六三の三、六四の五、六四の六、六五の四、六五の五、字赤行六六、六七、字内出三七七の三、字芦畑三八一の一、三八一の七、三八一の八、小倉字下ノ内三九四の二、三九